

○経済産業省告示第百七十三号  
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百五十二条において準用する同法第二百二十六条第三項において準用する同法第二百三十三条の規定に基づき、令和三年八月一日付で次のように同法第二百四十六条第一項の登録の更新を行つたので、同法第二百六十五条第二号の規定に基づき公示する。  
令和三年八月二日

経済産業大臣

梶山 弘志

登録の区分	国内登録ガス用品検査機関
一 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	一般財団法人日本ガス機器検査協会
二 半密閉燃焼式ガスストーブ	東京都港区赤坂一丁目四番十号
三 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	東京都港区赤坂一丁目四番十号
四 ガスふろバーナー	東京都港区赤坂一丁目四番十号

(参考)

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）

名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）

大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）

東京検査所（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

○経済産業省告示第百七十四号  
一般石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）第五十四条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づき、令和三年八月一日付で次のように同法第四十七条第一項の登録の更新を行つたので、同法第八十八条第一項第三号の規定に基づき公示する。

令和三年八月二日

登録の区分	国内登録検査機関
一 ガートリッジガスこんろ	一般財団法人日本ガス機器検査協会
二 開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器	東京都港区赤坂一丁目四番十号
三 密閉式のもの及び屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま	東京都港区赤坂一丁目四番十号
四 ふろがま	東京都港区赤坂一丁目四番十号
五 液化石油ガス用ふろバーナー	東京都港区赤坂一丁目四番十号
六 開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストーブ	東京都港区赤坂一丁目四番十号
七 液化石油ガス用ガス栓	東京都港区赤坂一丁目四番十号

(参考)

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）

名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）

大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）

東京検査所（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

登録の区分	国内登録検査機関
一般財団法人日本ガス機器検査協会	一般財団法人日本ガス機器検査協会
東京都港区赤坂一丁目四番十号	東京都港区赤坂一丁目四番十号
名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）	名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）
大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）	大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

(参考)

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

東京検査所（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）

東京検査所（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年八月二日

清

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

特許庁長官 森 清

特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。

一 【略】  
二 シンガポール知的所有権庁  
三 【略】

特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。

一 【略】  
二 シンガポール知的所有権庁  
三 【略】

特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。

一 【略】  
二 シンガポール知的所有権庁  
三 【略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○北陸地方整備局告示第三十七号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和三年八月二日

その関係面は、令和三年八月二日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長 岡村 次郎

八条第一項の規定に基づき、令和三年八月一日付で次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行つたので、同法第百六十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和三年八月二日

経済産業大臣 梶山 弘志